

障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

～65歳を迎えられる方へのお知らせ～

■なぜ65歳で制度が切り替わるの？

障がい福祉サービスの中には、介護保険サービスと同じ内容のサービスがあります。65歳に到達すると、法律で介護保険が優先となるため、これまで障がい福祉サービスを利用していた場合も介護保険サービスに切り替わることがあります。

■65歳以降のサービス利用のパターン

併用	介護保険サービスを使いながら、介護保険にはない障がい福祉サービスを利用する方法（介護保険＋障がい福祉）
上乗せ	介護保険サービスだけでは必要な支援量が足りない場合、足りない部分を障がい福祉サービスで補う方法（介護保険＋障がい福祉）
完全移行	介護保険サービスだけで必要なサービス全てをまかなう方法（介護保険のみ）

■65歳になる前に何が始まるの？

半年ほど前から「移行支援」が始まります。

相談支援専門員が、モニタリングやサービス更新の際に現在のサービス内容・生活状況を確認し、どのような移行支援がよいか、説明や提案をします。

必要に応じてケアマネジャーとも顔合わせを行います。

■65歳で費用は変わるの？

□介護保険サービス（介護保険）

原則 1～3割負担で、所得区分により異なります。

負担軽減の制度として、「高額介護サービス費」や「高額医療・高額介護合算制度」があります。

□障がい福祉サービス（自立支援給付）

原則 1割負担で、所得区分に応じた負担上限月額（0～37,200円）が適用されます。

負担軽減の制度として、「高額障害福祉サービス等給付費」や「新高額障害福祉サービス等給付費」があります。

■介護保険を利用するメリットは？

□使えるサービスが増える

訪問介護・デイサービス・訪問看護・福祉用具・住宅改修など、暮らしを支えるサービスが充実しています。

介護保険の事業所が多いためサービスの選択肢が広がります。

□ケアマネジャーが相談にのってくれる！

高齢者支援に詳しいケアマネジャーが本人やご家族の相談にのってくれます。毎月ケアプランを作成し、サービス量の調整をしてくれます。

□医療との連携がスムーズ！

体力や病状の変化に合わせて、介護保険は訪問看護やリハビリなどの健康や体調管理を支えるサービスが豊富です。

□負担が増えすぎない仕組みがある！

介護保険は介護サービスの「高額介護サービス費」だけでなく、医療費の自己負担も併せて負担を軽減する「高額医療・高額介護合算制度」の自己負担を軽減する制度があります。

□今後もずっと利用し続けられる制度！

介護保険は高齢期に起こりやすい体力・健康の変化を踏まえて作られた制度で長期的な利用を前提に設計された制度です。今後の変化にも対応しやすく、サービスが途切れにくい特徴があります。

■介護保険サービスの利用方法

介護保険サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。市長寿社会課、各支所市民福祉課に、必要な書類を添えて提出します。

申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできます。

「障がい福祉サービスに関するお問い合わせ先」

一関市福祉課障がい福祉係 電話：0191-21-8355（係直通） FAX：0191-21-4150